

No.	項目	質問	回答
1	対象者について	婚姻していますが、まだ同居していません。対象となりますか。	対象となりません。夫婦が同居（同じ住所地に住民登録）していることが必要です。 ただし、婚姻後に単身赴任などで別居する場合に、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみは対象とします。
2	対象者について	婚姻前から居住していた物件で同居する場合の賃借費用は対象になりますか。	婚姻を機に同居開始後に生じた費用は対象とします。また、同居開始が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用は対象とします。ただし、婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限ります。
3	対象者について	契約名義人は、夫婦の親だが、夫婦が親に住宅賃借費や住宅取得費用相当分を支払っている場合や夫婦のいずれかの名義の口座から住宅賃借費または住宅取得費用が引き落とされている場合は、対象になりますか。	対象となりません。
4	対象者について	夫婦の一方または夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。	対象となります。
5	補助対象について	住宅賃借費用に含まれるものは何ですか。	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象となります。
6	補助対象について	家賃や共益費を前払いしていますが、対象となりますか。	支払日がR6.4.1以降であれば対象となります。
7	補助対象について	家賃等の支払いは、どのようなもので確認しますか。	原則、領収書の写しとなります。 ただし、口座振替やスマートフォンでのキャッシュレス決済などの場合は、支払った領収日、家賃・共益費の支払額がわかる画面等をご自身で印刷していただき、その写しを提出してください。
8	補助対象について	引越費用について対象となる費用はどのようなものですか。	婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者又は運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）への支払いに係る実費が対象となります。
9	所得額について	所得額は、どこを見たら分かりますか。	所得証明書に記載の「合計所得金額」となります。 例えば、所得が給与所得のみで住民税が給与天引きであれば、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載の「総所得金額」で確認することができます。また、給与が1つの勤め先で支給されている場合は、勤務先で発行される源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告をされている方は、確定申告書の「所得金額等」欄を参考にしてください（実際の合計所得額と異なる場合もありますのでご注意ください）。

No.	項目	質問	回答
10	所得額について	所得証明書が省略できる場合は、どんなときですか。	必要な年度分の1月1日に上尾市に住民票があった方は公簿で確認することができる場合に限り、省略できます。 ・令和6年4月から令和6年6月までに申請される方 令和5年度（令和4年分）が必要になりますので、令和5年1月1日に上尾市に住民票があった方 ・令和6年7月以降に申請される方 令和6年度（令和5年分）が必要になりますので、令和6年1月1日に上尾市に住民票があった方 ※ただし、未申告であった場合などは確定申告または住民税申告がされないと証明書が交付できないことがあります。
11	所得額について	所得証明書が必要な年度分の1月1日に上尾市に住民票がありませんでした。その場合の所得証明書はどこで取得すればよいですか。	・令和6年4月から令和6年6月までに申請される方 令和5年度（令和4年分）が必要になりますので、令和5年1月1日に住民票があった市町村に請求してください。 ・令和6年7月以降に申請される方 令和6年度（令和5年分）が必要になりますので、令和6年1月1日に住民票があった市町村に請求してください。
12	所得額について	所得証明が必要な年度分に該当する年は給与などの収入がありませんでしたが、所得証明書は必要ですか。	上記の申請される時期に応じた年度分の非課税証明書を取得してください。非課税証明書が取得できない場合、住民税での申告がされておらず未申告者となっていることが想定されますので、必要な年度に係る住民税申告を行ったうえで非課税証明書を取得してください。
13	提出書類について	納税証明書は必ず必要になりますか。	各市区町村によって名称が異なりますが、「納税証明書などの市税の滞納がないことを証明する書類」が必要となります。ただし、上尾市で税金等の支払いが発生している方は、公簿で納税状況が確認できるため省略できます（直近で滞納分を支払った場合は、収納の確認ができなことがあるため、領収書も持参してください）。
14	提出書類について	上尾市に転入したばかりで、上尾市では税金等の支払いはまだ発生していません。その場合はどうしたらよいですか。	上尾市で税金等の支払いがまだ生じていない場合は、直近の前住所在地で「納税証明書や市税の滞納がないことを証明する書類」を請求してください。